追加情報:【外国人に対する入国制限措置の更なる延長】ブラジルにおける新型コロナウイルスに関する注意喚起 2020 年 7 月 3 日

◎昨日の領事メール (詳細は以下 URL のとおり) でお送りした、外国人に対する入国制限措置 に関する政令第340号について、ブラジル政府より追加情報を入手しました。 https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=93590

- 1 短期滞在目的の査証(訪問ビザ (VIVIS: VISTO DE VISITA))を所持する場合と, 訪問ビザ免除の場合のいずれについても, 芸術活動, スポーツ活動, ビジネス活動目的の場合のみ入国が可能であり, 他の目的での入国は不可。観光目的での入国は不可。(第6条)
- 2 伯国内の空港で国際トランジットを行う場合には、引き続き、入国管理カウンターを通過して入国することはできず、空港国際エリア内で再搭乗を行う必要がある。

(問い合わせ先)

在クリチバ日本国総領事館

一電話:41-3322-4919

-e-mail: setorconsular@c1.mofa.go.jp

在ポルトアレグレ領事事務所

-電話:51-3334-1299

-e-mail: cjpoa@c1.mofa.go.jp